

恵庭市社会福祉審議会条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年1月25日

恵庭市長 原 田



恵庭市規則第3号

恵庭市社会福祉審議会条例施行規則の一部を改正する規則

恵庭市社会福祉審議会条例施行規則（令和4年規則第2号）の一部を次のように改正する。

現行	改正案
第1条～第5条（略） (守秘義務) 第6条 <u>審議会の委員及び条例第7条第4項の</u> <u>規定により委嘱された専門部会の委員は、職務</u> <u>上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職</u> <u>を退いた後も、同様とする。</u>	第1条～第5条（略） (守秘義務) 第6条 審議会及び _____専門部会の委員は、職務 上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職 を退いた後も、同様とする。
第7条・第8条（略）	第7条・第8条（略）

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の恵庭市社会福祉審議会条例施行規則の規定は、令和5年10月16日から適用する。